

三次市まち・ゆめ基本条例 検証委員会について

三次市 地域振興部 地域振興課



1

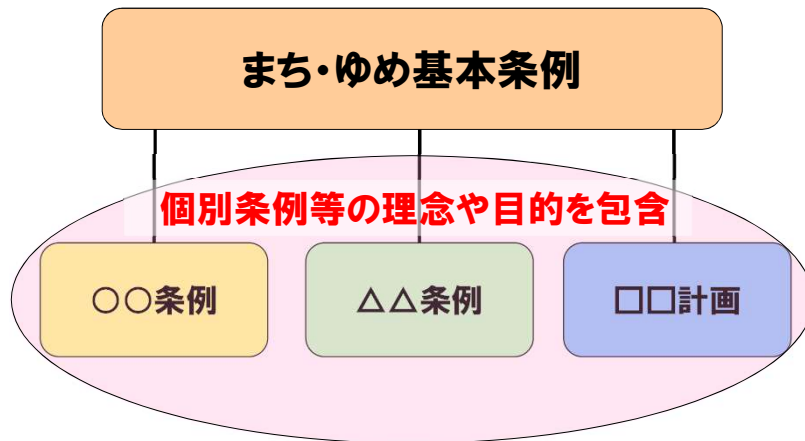
三次市まち・ゆめ基本条例とは？

平成18年度に市民代表の委員によって策定された**三次市のまちづくりの憲法**ともいべき条例です。

この条例は個別の条例などを包括しており、この条例を基本理念として総合計画をはじめとした様々な事業計画が策定され、事業が実施されています。

2

まち・ゆめ基本条例の位置付け



3

まち・ゆめ基本条例はなぜ必要？

- 背景
- ・ 地方分権
 - ・ 少子高齢社会や環境問題, 多様化する市民ニーズ
 - ・ 市民活動の高まり

時代に合った新しいまちづくり
の仕組みが必要

(仮称)まちづくり基本条例
検討委員会を設置
(平成17年1月)

まち・ゆめ
基本条例

平成18年3月議会可決
4月1日施行

4

まち・ゆめ基本条例の検証

三次市まち・ゆめ基本条例第30条

市は、このきまりができた後、4年を超えない期間ごとに、このきまりがまちづくりにふさわしいものであるか、市民の参加を得て検討し、必要に応じて見直しを行わなければなりません。



平成21年, 25年, 29年度に
市民による検証委員会を実施

5

まち・ゆめ基本条例検証委員会①

【これまでの検証委員会実施状況】

《検証の流れ》

検証作業⇒提言書作成⇒市長提言⇒委員会解散

《検証委員会開催》

年度内2回～3回程度

《提言内容》

別紙参照(平成29年度提言書(写))

6

まち・ゆめ基本条例検証委員会②

【前回の検証委員会での主な提言内容】

- 1 条例の理念を広く市民に啓発すること
- 2 子ども達の意見を反映したまちづくりに取り組むこと。また中学生まちづくり作文募集を継続して実施すること
- 3 市民が行う子ども達への周知・啓発，地域の誇りの発見や情報発信について市で後押しをすること

7

まち・ゆめ基本条例検証委員会③

【前回の検証委員会での主な提言内容】

(続き)

- 4 市職員は，まちづくりの推進役として本条例の内容を深く認識しまちづくりにあたること
- 5 今後の検証について様々な角度から認知・理解度等について把握すること

8

まち・ゆめ基本条例検証委員会④

【提言に対する対応】

- 1 「まち・ゆめハンドブック」, 「まち・ゆめMOOK本」の再編と各学校への配布
- 2 まち・ゆめ基本条例に関する出前講座の実施
- 3 中学生まちづくり作文の継続実施
- 4 地域自慢大会の開催と市内高等学校との連携

課題① 市民自らが行う情報発信・啓発の促進

課題② 職員がまちづくり推進役を担う意識の醸成

9

今年度検証委員会における検証ポイント

☆ 条例に沿ったまちづくりが行われているか

⇒ 市民・市議会・市の各立場における条例の運用についての提言

- ▷ 市がやるべきこと
- ▷ 市民(地域)がやるべきこと
- ▷ 事業者がやるべきこと

10

まち・ゆめ基本条例検証委員会日程

- 第2回検証委員会(予定)
令和3年10月上旬
- 第3回検証委員会(予定)
令和3年11月中
- 市長へ提言書提出
年内